

6 いじめ防止基本方針

荒尾市立清里小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年4月改訂

令和 3年4月改訂

令和 8年4月改訂

基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条、「熊本県いじめ防止基本方針」・「荒尾市いじめ防止基本方針」に基づき、清里小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的として策定した。

1 いじめ防止に関する基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ問題への基本認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- ・ いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立つこと。
- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること。
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること。

【具体的ないじめの事態例】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 卑わいなことを言われたり身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。 等

(3) いじめ問題への基本姿勢

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係と信頼関係を築く。

- ・いじめの未然防止と早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校内に「清里小いじめ防止対策委員会」を設置し、校長のリーダーシップのもと教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を推進する。

(1) 委員会の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任（情報集約担当者） 人権教育主任
養護（助）教諭 PTA会長 清里小学校学校運営協議会代表 SC SSW

(2) 委員会の役割

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ・いじめの状況把握と分析
- ・被害児童に対する相談及び支援
- ・加害児童に対する指導と保護者への助言
- ・専門機関との連携
- ・教職員の研修
- ・その他いじめ防止に関すること

(3) いじめの相談・通報の窓口

【学校における相談・通報窓口】

- ・担任 ・養護（助）教諭 ・教頭
- ・生徒指導主任（情報集約担当者）
- ・特別支援教育コーディネーター

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認し、組織的な対応を図る。

【学校以外はいじめ相談・通報窓口】

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ・熊本県24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ・熊本こころの電話 | 096-285-6688 |
| ・熊本いのちの電話 | 096-353-4343 |
| ・荒尾市教育委員会 | 0968-57-7025 |
| ・玉名教育事務所 | 0968-74-2148 |
| ・県学校安全・安心推進課（いじめ・不登校） | 096-333-2720 |
| ・県義務教育課 | 096-333-2688 |

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

※【別表】へ

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第1に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

＊学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、荒尾市教育委員会に速やかに報告する。
- ・荒尾市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 校内体制の整備及び研修の充実

- ・日頃から重大事態に備えて、対応マニュアルを作成し、役割分担等を明記した組織体制を整備し、職員全体で共有しておく。

8 公表・点検・評価

- ・本基本方針については保護者及び関係者に公表する。
- ・学校評価において取組等について自己評価を行い、その結果を改善につなげる。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に関する取組

I いじめ未然防止のための取組

①学級経営の充実

- ・児童に学校生活や夢の実現へ向けた意欲を持たせ、互いに認め合い支え合う学校・学級集団をつくる。
- ・「愛の123運動」+1【プラスワン】の徹底。
1日欠席→電話連絡 2日欠席→家庭訪問 3日欠席→組織で対応
+1=10日までにSC・SSW等との連携

②わかる授業づくり

- ・子どもが生き生きと活動し、学ぶことの喜びや充実感を味わう授業、楽しく豊かに学び合い、心から「わかった」と言える授業づくりに努める。(校内研修の充実)

③人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

④道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

⑤体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

⑥コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、異学年交流や自主的な児童会活動を取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に応じて関係諸機関や保護者と協力しながらネットの危険性等について啓発する

⑦相談体制の整備

- ・6月、9月、12月の「なかよしアンケート」後、11月の「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

⑧児童会活動や縦割班活動の充実

- ・児童会活動や縦割り班活動の充実を図り、異年齢集団の中で協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

⑨インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

Ⅱ いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

①保護者や地域、関係機関との連携

②日常の児童観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

【観察の視点】

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

③連絡帳や生活ノート等の活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④いじめ実態調査と教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・いじめ実態調査（生活アンケート）は発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。少なくとも学期に1回は実施する。
- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

Ⅲ いじめに対する早期対応

①正確な実態把握

- ・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告する。
- ・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、事実関係を確認し、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案の事実関係を正確に把握する。

②指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

③児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行

うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

④保護者との連携

- いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- 保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

⑤いじめ対応後の指導

- 継続的に指導・支援を行う。
- 子どもの心のケアを図る。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- 再発防止に向けて、児童理解に関する研修、指導や支援に関する研修を行う。